

## 三番瀬再生計画の策定方法（案）

県として策定する再生計画は、次のように作成したい。

## 1 基本構成

基本構成は、基本計画及び事業計画とする。

## 2 作成方法

## (1) 基本計画

提案いただいた「再生計画案」を基に、県としての理念をまとめる。

## (2) 事業計画

提案いただいた「再生のために必要な項目」毎のアクションプランの内容を県としてどのように受け止めるか、全部のアクションプランを事業計画としてまとめる。

さらに、次のように事業を区分し、年度ごとの具体的な事業計画を策定する。

## ア 先発事業

再生計画の策定と並行して実施する事業（先発5事業）についての具体的な取り組みを事業計画としてまとめる。（平成16年度から検討に着手）

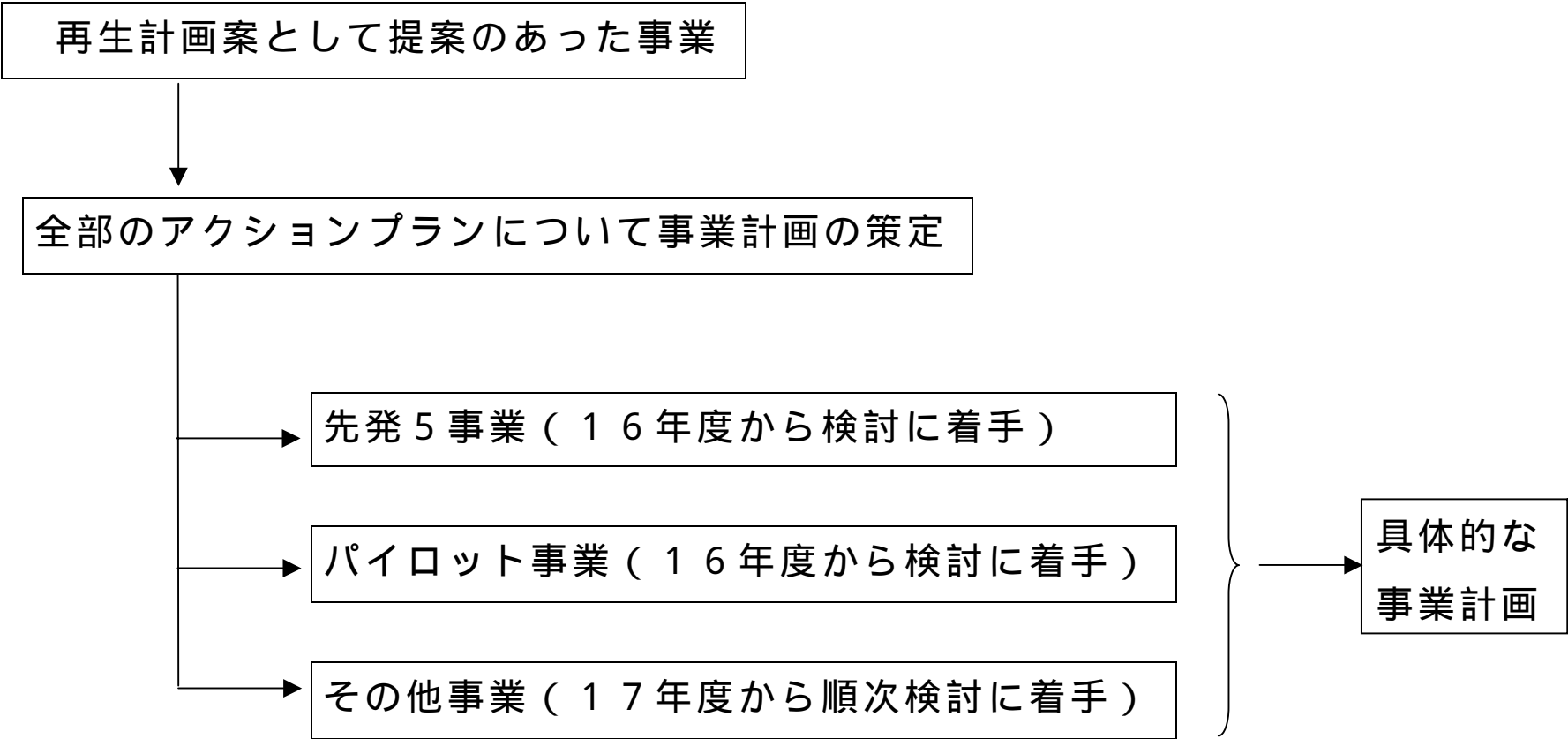
## イ パイロット事業

先発事業以外の事業について、今年度中に全て実施計画ベースの検討を行うことは難しいことから、具体的に検討を進める事業を、原則として「再生のために必要な項目」毎に1以上検討し、その中からパイロット事業とすることが適当なものを選択し事業計画を策定する。（平成16年度から検討に着手）

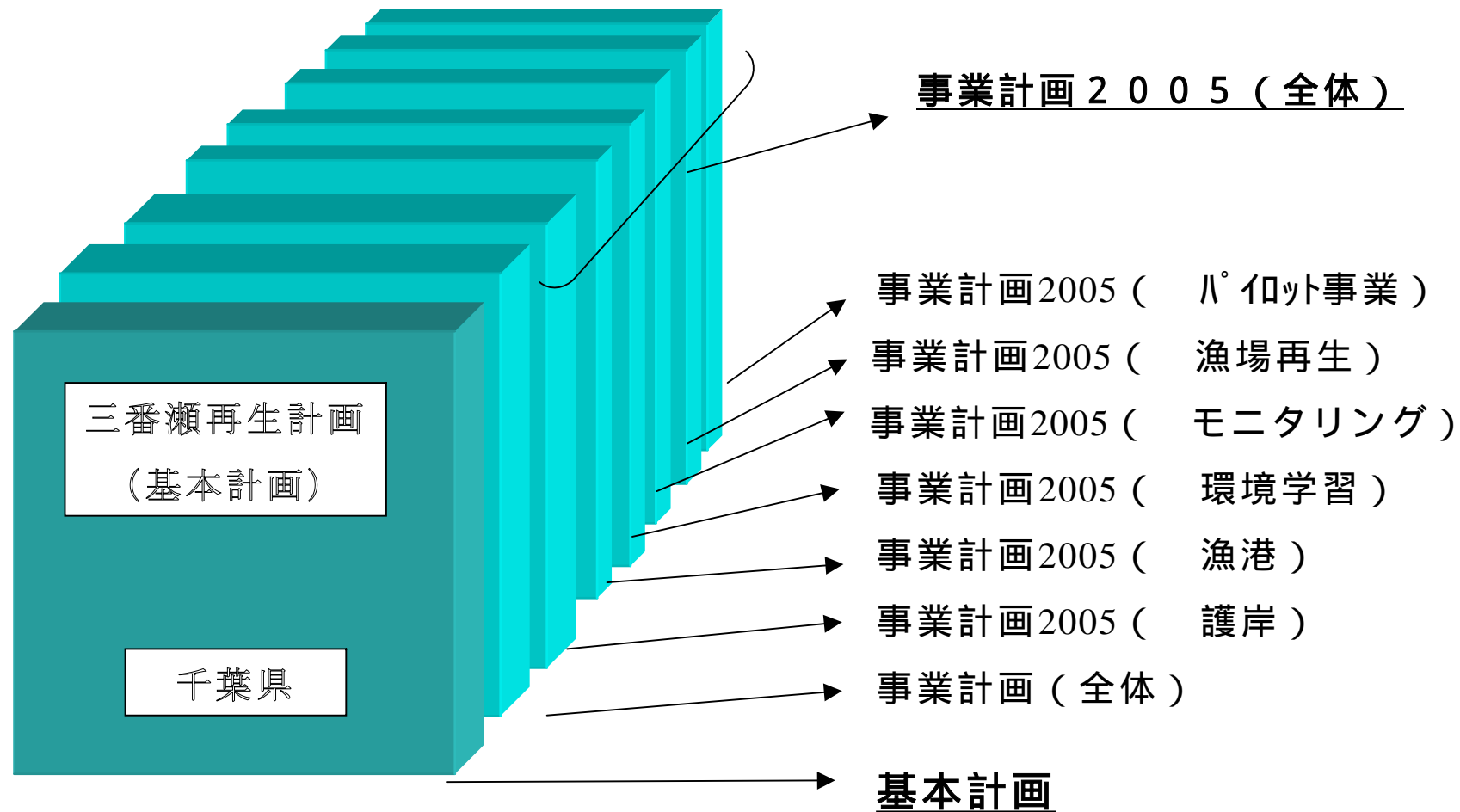
## ウ その他の再生事業

パイロット事業以外の事業についても、具体的な事業計画について順次検討を行い、まとまったものから年度別の事業計画として公表することとする。

（平成17年度から順次検討に着手）



# 三番瀬再生計画（基本計画+事業計画（全体）+事業計画2005）



三 番 瀬 再 生 計 画  
(基本計画+年度別事業計画)

